

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員の給与に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合規則第3号

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合一般職の職員に関する規則（平成19年鳥取県西部広域行政管理組合規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(管理職特別勤務手当)</p> <p>第3条 組合給与条例の規定においてその例によることとする米子市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年米子市条例第48号。以下「市給与条例」という。)第27条第1項の規定で定める職員は、別表第2の左欄に掲げる職にある職員とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>3(1)・(2) [省略]</p> <p>(3) 市給与条例第27条第2項の勤務をした後、引き続き同条第1項の勤務をした管理監督職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職特別勤務手当を支給しない。</p>	<p>(管理職特別勤務手当)</p> <p>第3条 組合給与条例の規定においてその例によることとする米子市一般職の職員の給与に関する条例(平成17年米子市条例第48号。以下「市給与条例」という。)第27条第1項の規定で定める職員は、別表第2の左欄に掲げる職にある職員とする。</p> <p>2 [省略]</p> <p>3(1)・(2) [省略]</p> <p>[新設]</p>																								
<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理職手当を支給する職</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長及び消防局長</td> <td>82,200円</td> </tr> <tr> <td>次長及びこれに相当する職並びに参事</td> <td>66,400円</td> </tr> <tr> <td>課長、署長、会計管理者及び主査(任命権者が承認したものに限る。)</td> <td>62,300円</td> </tr> <tr> <td>主査(前項に定めるものを除く。)、室長及び副署長</td> <td>51,900円</td> </tr> <tr> <td>施設長</td> <td>49,600円</td> </tr> </tbody> </table>	管理職手当を支給する職	支給月額	事務局長及び消防局長	82,200円	次長及びこれに相当する職並びに参事	66,400円	課長、署長、会計管理者及び主査(任命権者が承認したものに限る。)	62,300円	主査(前項に定めるものを除く。)、室長及び副署長	51,900円	施設長	49,600円	<p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>管理職手当を支給する職</th> <th>支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務局長、消防局長及び参事次長</td> <td>75,200円</td> </tr> <tr> <td>課長、署長、会計管理者</td> <td>64,200円</td> </tr> <tr> <td>主査、室長、副署長</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>施設長</td> <td>47,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43,600円</td> </tr> </tbody> </table>	管理職手当を支給する職	支給月額	事務局長、消防局長及び参事次長	75,200円	課長、署長、会計管理者	64,200円	主査、室長、副署長	54,000円	施設長	47,800円		43,600円
管理職手当を支給する職	支給月額																								
事務局長及び消防局長	82,200円																								
次長及びこれに相当する職並びに参事	66,400円																								
課長、署長、会計管理者及び主査(任命権者が承認したものに限る。)	62,300円																								
主査(前項に定めるものを除く。)、室長及び副署長	51,900円																								
施設長	49,600円																								
管理職手当を支給する職	支給月額																								
事務局長、消防局長及び参事次長	75,200円																								
課長、署長、会計管理者	64,200円																								
主査、室長、副署長	54,000円																								
施設長	47,800円																								
	43,600円																								